



# アルヴォス方針

## 独占禁止基本方針

2019 年 6 月

# 独占禁止基本方針

## 1. 目的および適用範囲

アルヴォスが営業する地域の法規をすべて厳守し、事業遂行において高い倫理基準を維持することは、アルヴォス・ビッドコ有限会社およびその子会社（「アルヴォス」）の基本原則のひとつです。

アルヴォスのマネジメントは、公正な競争を確実にするための方針が、アルヴォスやその従業員、様々な利害関係者の利益だけでなく、社会の利益にも最も貢献すると確信しています。従って、アルヴォスは、あらゆる側面で、公正な競争を反競争的行為から保護することを趣旨とする独占禁止関連法規を厳守することをその方針とします。

独占禁止基本方針（「本方針」）2019 年 6 月に改訂発効され、アルヴォスの役員、管理職および従業員全員（「従業員」）に直ちに適用され拘束力を有します。

## 2. 独占禁止法の順守は絶対条件であり、あらゆる従業員が責任を負う

独占禁止法に関する各国の適用法規すべてを完全に順守し、全社一丸となりてそれらの厳守を徹底することは、無条件に従うべきアルヴォスの方針です。

本方針は、アルヴォスが営業する主要な法管轄区域において現在適用される独占禁止法の基本規則（「基本規則」）を要約したものです。

アルヴォスのすべての従業員は、自社が事業を行うか自社の事業の影響を受ける法管轄区域の基本規則および具体的な独占禁止法規をよく理解し、厳守しなければなりません。各従業員は、基本規則やそれぞれの地域に固有の独占禁止法規を完全に順守する責任を個人的に負っています。これに違反した場合、アルヴォスのマネジメントボードは非常に深刻にその違反を受け止め、その従業員は、その違反によって生じた結果を個人的に受けることになります。アルヴォスは独占禁止法およびその関連法令の違反を一切許容しません。これは、本基本方針の違反が解雇を含む懲罰、損害賠償請求あるいは当局への告発の対象となることを意味します。

### 3. 独占禁止法違反がもたらす深刻な結果

独占禁止法に違反した場合、次のような重大な結果につながることがあります。

- 独占禁止当局は、独占禁止法規、特に、価格カルテルを禁止する法規に違反した企業に対し高額な罰金を科しています<sup>1</sup>。欧州の法律では、企業は、そのグループ全体の年間売上の最大 10%の罰金を科される可能性があります。また 100 種の製品のうち 1 つでも違法な取り決めに関係すると、罰金は会社全体の製品すべての全売上に基づき算定されます。さらに、2 カ国以上で有効な独占禁止法に違反すると、数カ国において罰金が科される可能性があります（実際科される場合が頻繁にあります）。過去数年来、科される罰金は着実に増額されており、カルテルに関与した企業の存続さえ危うくするほどの規模になりました。
- 独占禁止法に違反した企業は、罰金以外にも、その違法な行為により直接間接に影響を受けた第三者（顧客や株主代表訴訟により株主など）から損害賠償請求を受けることがあります。欧州では（米国とは異なり）損害賠償請求は長らくさほど一般的なものではありませんでしたが、欧州の各独占禁止当局が数年前にこうした個別の損害賠償請求（「私的執行」と呼ばれることが多い）を推奨し始めてから、そのような訴えが著しく増加し、また請求件数・金額とも今後さらに増加する明らかな傾向にあります。
- 独占禁止法の違反に関与した従業員は、その上司も含めて、雇用先の企業が被った損害賠償に対して個人的に責任を負う可能性があり、独占禁止当局に直接罰金を科されることもあります。EU では、このような個人が負う罰金の額は、その従業員の年収にまで達する可能性さえあります。
- アルヴォスやアルヴォスの従業員が独占禁止法に違反していることが発覚した場合、世間に悪評が立つことでアルヴォスの評価は深刻なダメージを受けます。
- 独占禁止法の違反から発生する悪評は言うまでもなく、罰金や損害賠償金、関連費用の支払いはアルヴォスの長期的な存続を確実に脅かします。よって、アルヴォスのマネジメントは、基本規則または関連する独占禁止法の全面的な順守から外れるような従業員のいかなる行為も一切認めません。

---

<sup>1</sup> See Art. 101 and 102 of the Treaty on the Functioning of the European Union, Germany: Art. 81 of the Law Against Unfair Competition (GWB) and Czech Republic: Act on the Protection of Competition No. 63/1991 including amendments; Poland: Art. 106 of the Act on competition and consumer protection of 16 February 2007; India: Section 3 of the Competition (Amendment) Act 2007; Japan: Art. 95 of Act on Prohibition of Private Monopolization and Maintenance of Fair Trade; USA: Section 1 of the Sherman Act; China: Article 46 and 47 of the Anti-Trust Law and Australia: S 45D of Part IV of the Competition and Consumer Act 2010 (CCA).

# アルヴォス方針

## 独占禁止基本方針

2019 年 6 月

- 独占禁止法規に違反する取り決めに関与した従業員個人に対し刑事制裁を科す国もあります<sup>2</sup>。刑事訴追に含まれるのは、個人に科せられる罰金（会社に科される罰金とは別に）に限らず、様々な期間の収監（米国では通常 1 年ですが最大 3 年間の可能性もあり、ドイツや日本では談合入札は禁固以上に相当する可能性のある犯罪行為です）も科されることもあります。
- 各種の独占禁止法規に反する契約条項は法的に無効であり、そのせいで契約全体が失効してしまったり法的強制力を失ったりすることになります。そのことから特に（もはや）契約の湯構成を争いたい顧客やサプライヤーは、契約上の義務から逃れ、また契約を無効とするために「独占禁止法の違反の主張」をするための根拠を探ようになります。

## 4. 増加する訴追と執行

免責はもう存在しないとと言っても過言ではありません。今のところ、アジア（中国、インド、日本など）の法域を含めて、100 カ国を超える多数の法域において独占禁止法が施行されています。さらに、もっと重要なことに、独占禁止法の違反に対する関連当局からの追及や執行はますます厳しくなっています。

さらに、ある法域では合法的な商行為が他の国では独占禁止法に抵触することがあります。他の市場で単に有効でも個々の独占禁止法に抵触する可能性が十分あるということに配慮することが大変重要です。例えば、グローバル経済では、欧州または米国以外の国での行為が欧州や米国の市場に影響を及ぼし、結果として、欧州や米国の厳格な独占禁止法に抵触することがあります。従って、すべての従業員は、独占禁止法のないまたは実質的にこれらの法律が執行されない国においても、基本規則を順守しなければなりません。

## 5. もはや「良き友人」はいない – リニエンシー（制裁措置減免）制度

欧州において、独占禁止法の違反を検出し法順守を強制するために最も有効な手段は、欧州委員会のリニエンシー制度です。ほとんどの EU 加盟国や米国、中国、インド、日本が類似の制度を採用しています。リニエンシー制度は、独禁法当局の捜査の端緒として非常に有効な手段となっています。

---

<sup>2</sup> USA: Section 1 of the Sherman Act; Germany: Art. 263 and 298 Criminal Code (StGB), Czech Republic: §248 Criminal Code; Poland: Article 229.5 of the Penal Code; Japan Art. 89 of Act on Prohibition of Private Monopolization and Maintenance of Fair Trade and Australia: Section 134A of the Competition and Consumer Act 2010 (CCA)

# アルヴォス方針

## 独占禁止基本方針

2019 年 6 月

リエンシー制度の基本的な原則は、まだ知られていないカルテルの取り決めに最初に関係当局に通報し、カルテルに関与する他の会社の追及に協力した企業は、訴追を免れるか、罰金の減額という大きな利益を得ることができます。過去数年間、欧州委員会によるカルテルの捜査のほとんどが、このように罰金の免除を求める「内部通告者」の委員会への通報がきっかけとなって開始されています。

従って、各従業員は、独占禁止法への違反は、遅かれ早かれ独占禁止当局の目に留まる可能性が非常に高いことを承知しておかなければなりません。リエンシー制度の成果として、独占禁止法の違反を長年にわたり隠し続けられる確率は非常に低くなっています。一つ注意しなければいけないのは、各国のリエンシー制度はそれぞれ異なるにもかかわらず独禁法当局は連携していることです。このため、ある国でリエンシーが認められても他の国で当然にリエンシーが認められることにならない可能性があります。このような問題を避ける為に、リエンシーを申請する際には法務に相談してください。

## 6. 独占禁止法の 3 つの主要規則

詳細は多少異なる部分もありますが、実務的には、独占禁止法は 3 つの原則にまとめられます。

- どのような形でも、市場での行動を競合他社（競合他社候補を含む）と調整しないこと（直接間接を問わず）。
- 顧客やサプライヤーの販売・供給契約における取引上の自由を不当に制限しないこと。
- 競合他社を市場から排除したり、正当な理由もなく妨害したり、あるいは他の方法で市場を操作するために、市場支配力を濫用しないこと。

市場の当事者である個人あるいは企業の行動に適用されるこれらの基本規則に加えて、ほとんどの独占禁止法は、企業または事業の合併・買収による市場の構造変化について規定する条文を設けています。個々の合併を規制する法規は法域により大きく異なるため、本方針では簡単にふれるのみとします。

## 7. 協定、協調的行動、意思決定、勧告

独占禁止法は、競争に反する目的や影響をもつ協定を禁止するのみならず、協調的行動や、事業者団体または事業者による同様の影響をもつ決定・勧告行為も禁止しています。

独占禁止法の趣旨では、「協定」という用語は非常に広い意味を持ちます。「協定」は、書面か口頭か、明示か黙示かを問わず、署名の有無を問わず、法的拘束力の有無も問わない場合もあります。また、「紳士協定」や非公式な協定も独占禁止法では協定のうちに入ります。最近では、電子メールから反競争的な協定の存在が明らかになるケースが多くなっています。

# アルヴォス方針

## 独占禁止基本方針

2019 年 6 月

さらに、独占禁止当局の見解では、ある企業の「協定」形成への関与がほんのわずかである、「協定」の実行についての考えをはっきりと表明をしていなかった、あるいは他の企業の圧力に屈して関与せざるを得なかったという事実があっても、その企業が協定の当事者であったと判断されます。なおかつ、市場で実行することがなくとも、反競争的な取り決めに交わした時点で、独占禁止法に違反したことになります。

また、たとえ「協定」の段階に達せず、「協調的行動」の形をなす場合でも、反競争的な取り決めは禁止されています。2 社以上の企業が市場における過去や今後の行動について見解やいかなる情報をも交換した場合、あるいは一方の企業が他の企業に特定の行動をとらせるために影響力を行使しようとした場合に協調的行動が取られたことになります。よって、市場での価格の引き上げやその他の市場戦略を、決して競合他社と話し合ったり競合他社に明らかにしてはなりません。ただし、市場での競合他社の動向にどのように対応するかを見極めるために、アルヴォスが競合他社の市場での行動を観察・分析し、そこから結論を引き出すだけでは、協調的行動を取ったことにはなりません。このような反競争的な運用の一つとして「Hub and Spoke」談合があります。Hub and Spoke 談合は特定の市場の競合会社が上流のサプライヤーや下流の顧客を通じて協調することを指します。

反競争的な取り決めの禁止は、事業者団体の意思決定、規定または勧告行為にも適用されます。これには明白な理由があり、つまり、企業が価格協定を結ぶことが違法なら、企業が事業者団体を結成し、その団体にそれらの価格を決定・勧告をさせることも同じく違法であるということです。

## 8. 競合他社との一般的な接触

- 絶対に必要な場合でない限り、競合他社とは一切接触しないようにしてください。自社の市場戦略は競合他社とは関係なく独自に決定しなければなりません。どのような接触も競争当局の疑いを招くことになります。ただし、自社の市場戦略を決定する際、競合他社の行動を観察の上それらを独自に考慮に入れることは構いません。
- 競合他社への文書はいかなるものも（電子メールを含む）慎重に作成してください。独占禁止当局にそのような文書が読まれることを想定して作成します。競合他社との会議または電話での通話についてはすべて、明確かつ曖昧な点のない議題を決めなければなりません。この議題は、書面で記録し、競合他社との会議の議事録には、少なくとも協議内容の見出しを付けなければなりません。競争者間の違法な調整と誤解されることがないように、競合他社とのどのような会議（特に業界団体の会議）でも議事録を精査し慎重に作成します。疑問がある場合は、必ずコンプライアンス・オフィサーに相談してください。

## 9. 価格調整の禁止

- 販売価格またはその構成について競合他社と協議（または合意）してはなりません。価格について合意すること（明確に示している合意か暗黙の合意かを問わず、また協調的行動を含みます）は、独占禁止法の重大違反とみなされ、い



# アルヴォス方針

## 独占禁止基本方針

2019 年 6 月

かなる事情があろうとも不適切なことです。これには、最低価格、目標価格、価格についての提案、値上げ、追加料金および他の個別の価格構成要素、割引、リベートに関する合意が含まれます。

- 競合他社に、自社が予定する販売価格やその増減に関する情報を提供してはなりません。当然ながら、通常の業務の過程で現在の顧客や潜在顧客に知らせることはできます。
- 独占禁止当局の誤解を避けるため、競合他社の価格設定方針について（「A 社は価格規律がない」などのような）批判的な発言はしてはいけません。
- 競合他社と購入価格について協議しては（特に合意しては）なりません。
- 最初に法律についてのアドバイスを受けることなく、競合他社と共同購入または共同販売の取り決めを行ってはいけません。そのような取り決めは、個々の状況によって、非常に限られた条件下でなければ認められていません。

## 10. マーケットシェア、生産容量、生産量または販売量の調整の禁止

- 生産量を限定したり、生産量割り当てを設定したりすることや、製品やサービスの供給を制限したりする可能性について競合他社と協議してはなりません。
- 販売区域、顧客、製品または業界などに代表される市場の分割の可能性について競合他社と協議してはいけません。
- 市場からの撤退や工場閉鎖などの可能性について競合他社と協議してはなりません。工場閉鎖または生産容量の制限を目的とした競争者間の合意は違法です。工場の操業停止（または停止予定）に関する競合他社との供給契約は、交渉を開始する前に、アルヴォスの法務部門の審査を受けなければなりません。

## 11. 談合入札は最も深刻な独占禁止法違反のひとつ

- アルヴォスの法務部門に相談してからでなければ、競合他社と入札や入札見積書について協議してはなりません。多くの国で（ドイツ、英国、米国などでは）、談合入札は詐欺と同等の犯罪行為です。

## 12. 競合他社との情報交換の禁止

- 競合他社と商業上の秘密情報（価格設定、売り上げおよびマーケットシェアの情報を含む）を交換してはなりません。匿名で過去のデータを交換する情報交換システムは一定の制限下で認められますが、そのようなシステムをセットアップしたりシステムに参加したりするには、アルヴォスのコンプライアンス・オフィサーの事前承認が必要です。参加を望む、第三者（特に業界団体または役務提供者）が運営する情報システムについても同様とします。

# アルヴォス方針

## 独占禁止基本方針

2019 年 6 月

### 13. 競合他社との合法的な合意

- 競合他社との合意の提案がある場合は、部外者（その競合他社を含みます）と協議する前に、アルヴォスの法務部門に審査を申請してください。競合他社との合意の中には、共同製造契約、スワップ協定、共同研究開発契約、専門化協定など、一定の条件付きで認められるものもありますが、特殊な市場環境や個々の契約の条項によってはそうした合意は違法となることがあります。

### 14. 独占禁止法違反のリスクが絶えない業界団体

- 業界団体の会議に出席する際は、注意を怠ってはなりません。業界団体の会議は、競合他社が集まる場です。競争者間で協議されてはならない議題のすべて（上記を参照）は業界団体の会議で協議されてはならず、業界団体の決議やたとえ勧告だけであってもその対象となってはなりません。
- 明確な議題が設定されていない業界団体の会議には出席してはなりません。議題がないか、あっても曖昧である場合、独占禁止当局の疑いを招くことがあるかもしれません。
- 競争者間で話し合うことが禁じられている議題が協議される会議に出席しないように（またはそこから直ちに退席するように）してください。協議に参加せず黙っているだけだとしても、独占禁止法の規則に違反することになります。会議から退席したうえで、関連ファイルする議事録や個人の手記には欠席と記録し、アルヴォスのコンプライアンス・オフィサーにそうした議事録や手記のコピーを提出してください。
- 特定の顧客やサプライヤーを集団でボイコットするような話し合いをしてはなりません。
- 正式な業界団体の会議の前後に競合他社と「略式」会議を開かないようにしてください。その会議が正当な業務目的であり、独占禁止法に準拠していることが証明されない限り、アルヴォスは、（特に競合他社の招待による）「略式会議」に関係する経費を支払わない権利を有します。

### 15. 垂直的協定の制限条項に関する注意事項

「水平的協定」が生産・流通チェーン内の同等レベルにある会社同士の合意であるのに対し（上記を参照）、「垂直的協定」は生産・流通チェーン内の異なるレベルにある会社間の合意です。これには例として、サプライヤーと製造者、製造者と販売代理店、販売代理店と小売店、ライセンサーとライセンシーなどの間で交わされる合意が含まれます。垂直的協定自体が独占禁止法で禁止されているわけではありません。ただし、競争を制限する効果のある垂直的協定の規定は、独占禁止法の下で禁止されているか、重大違反となる場合があります。

従って、従業員は、垂直的協定では次の条項について特に注意してください。

# アルヴォス方針

## 独占禁止基本方針

2019 年 6 月

### a. 排他的販売契約

排他的販売契約（サプライヤーが特定の地域で再販することを目的に、1 社の販売代理店に限定して販売することに同意する）および排他的購入契約（小売業者が特定のカテゴリーの全商品を、または必要量のうち非常に高い割合を 1 社のサプライヤーから購入することに同意する）は、欧州の独占禁止法では違法となる可能性があります（特にその当事者のマーケットシェアまたは制限条件によります）。従って、そのような契約を締結する前に、法務部門または外部の法律顧問に相談するようにしてください。

### b. 地理的制限

- 顧客や販売代理店に対し、他国または他の地域に製品を販売することは、コンプライアンス・オフィサーがそのような制限義務を承認しない限り禁じてはなりません。欧州の法律では、販売代理店に強制できるのは、割り当て地域以外の場所で積極的に勧誘活動をしないうことに限られており、割り当て地域以外の顧客に対する「消極的販売」（勧誘活動によらない注文に対応する販売など）は禁止してはなりません。一方、米国の製造業者は、一般に、再販業者に対し合理的で正当な理由により地域的な制限を独自に課すことが認められます。ただし、製造業者が、ある競合する再販業者の求めに応じてそれ以外の再販業者に地域的な制限を課すことは違法です。
- EU の法律では、インターネット販売は、積極的な販売の形態とはみなされていないので、そのウェブサイトが特定の顧客グループをターゲットにすることがなければ制限を受けることはありません。特に、欧州委員会はオンライン販売について次の制限を認めていません。(i) 他の地域に所在する顧客に自社のウェブサイトを見せないようにすることまたはその製造業者や他の販売代理店に販売経路を迂回させるよう販売代理店に求めること。(ii) 顧客のクレジットカードのデータによりその顧客の所在地が販売代理店の販売地域外であることが判明した場合、取引を解除するよう販売代理店に求めること。(iii) オンラインで販売される製品について割高な価格を支払うよう販売代理店に求めること、あるいはオンライン販売量全体を制限すること。

### c. 再販価格

アルヴォスが納入する製品の再販価格を顧客または販売代理店に強制してはなりません。価格の強制は、アルヴォスの名義で製品を販売し、アルヴォスの指示に従う代理店に対するものでなければ認められません。製造業者またはサプライヤーが再販価格を維持する義務を強制することを禁じる規則には次のように様々な形態があります。

- 再販価格を単純に固定すること。
- 最低再販価格を設定すること（ある価格を上回る価格で買い手が商品を販売することを禁止した最高再販価格を強制することがほとんどの法域で認められていることとは対照的）。
- 販売代理店のマージンを決定すること。



# アルヴォス方針

## 独占禁止基本方針

2019 年 6 月

- 割引の最大レベルを決定すること。
- 一定の再販価格の水準を守ることを条件にリベートを付与したり販促費を分担したりすること。
- 再販価格を競合他社の再販価格に連動させること。

### d. 非競争および独占購入契約

排他的契約（契約当事者に対する競合製品の製造、売買の禁止）および排他的購入契約（契約当事者があるカテゴリーの商品の全部または大部分を 1 社のサプライヤーから購入することに合意する）は、欧州の独占禁止法上、違法となる可能性があります（特に制限の条件によります）。従って、そのような契約を結ぶ前に、法務部門に相談してください。

### e. 最恵国待遇条項

「最恵国待遇条項」は、好条件を受ける側（購入者）が与える側（サプライヤー）の他の顧客と同等の有利な条件を得られるようにするための条項です。欧州の独占禁止法では、このような条項は、両者のマーケットシェアが 30%以下でないとい一般に認められていません。

### f. 「英国条項」または「meet or release 条項」

「英国条項」または「meet or release 条項」は、ほとんどの最恵国待遇条項と対照的な条項とみなされることがあります。これらの条項は、通常、購入者が第三者から受け取ったより低い価格提示についてサプライヤーに通知することを想定しています。サプライヤーには、この場合そうした価格提示に応じ同価格で販売する権利があります。このような場合既存の契約は変更されていきます。サプライヤーがこの価格提示に応じない決断をした場合、購入者は自由に他のサプライヤーに切り換えることができます。このような条項が独占禁止法規に違反するかどうかは個々の状況（特に当事者のマーケットシェアや条項の正確な文言）によって異なります。従って、こうした条項について同意する前に法律についてのアドバイスを求めてください。

上記の特別の注意を要する条項に関連して、販売代理店または他の「垂直」取引先が非競争条項に従わない場合や、その条項が「回避」されていても商慣習で実際にそれぞれ暗黙の合意を示す場合にも、企業に罰金が科されることがあるので注意が必要です。

## 16. 市場の支配力の濫用禁止

特定の市場において「支配的な地位」にある企業（大まかに言えば 40%を超えるマーケットシェアを持つ企業）は、その市場支配力の「濫用」を禁じられています。アルヴォスがそのような市場で活動し、「支配的な地位」にある場合は、次に従います。

# アルヴォス方針

## 独占禁止基本方針

2019 年 6 月

- 不公正な方法を用いたり、市場の地位を利用したりして、市場から競合他社を排除しないこと（例として、変動費を下回る略奪的価格設定や価格差別により競合他社に脅威を与えるなど）。
- 特定のサプライヤー、販売代理店または顧客と取引しないという決定は、正当な商業上の理由を根拠とすること。既存のまたは潜在的な顧客への供給を断る前に、その案件についてアルヴォスの法務部門に審査を申請すること。
- 必要量の全部または大部分を対象とする長期契約で、またはリベート制度（忠誠リベート、通常必要とする以上の量の購入に対する大幅割引としてのリベートなど）で顧客を束縛してはならない。

## 17. 合併規制法

独占禁止法は一定の反競争的な行いを禁じるだけでなく（上記を参照）、合併・買収による市場の構造変化についても規定しています。正確な規則は法域によって大きく異なります。従って、会社や事業を買収または売却する場合、あるいは他社や他の事業と合併する場合は、合併規制法による届出または許認可の必要性の有無および届出後の待機期間を順守する必要性の有無に関して、その取引を実施する前に法律についてのアドバイスを受けることが必要です。

アルヴォスは、トライトンの出資会社であり、トライトン出資の傘下企業同士、合併規制の手続や決定に影響し合うことがあります。従って、他の事業または会社と買収または合併の契約を交わす前に、トライトンの法務部門に報告しなければなりません。

## 18. 独占禁止当局の調査

独占禁止当局が情報を求めてきたり、事業所に調査のために出向いたりした場合は、次に従ってください。

- コンプライアンス・オフィサーとトライトンの法務部門に直ちに報告します。
- 弁護士に相談することなく何らかの発言をしてはいけません。

独占禁止当局の、いわゆる抜き打ち検査に対応するための適正な行動について、アルヴォスの特別ガイドラインが確立されています。

## 19. 独占禁止法が自分たちの益になるように

市場分割、ボイコット、価格設定の濫用を引き起こすと疑いを持つような合意または行動、あるいはそれ以外の違法ではないかと思われる行動に気付いた場合は、直ちにコンプライアンス・オフィサーかアルヴォスの法務部門またはその両方に報告してください。特に、多くの法域のリニエンシー制度に関しては、法務に報告するにあたり時間が最も重要であると考えてください（本方針の第 5 条を参照）。

# アルヴォス方針

## 独占禁止基本方針

2019 年 6 月

### 20. 質問があるときは

独占禁止法の基本規則や独占禁止法一般について質問がある場合は、次の担当者に連絡してください。

マティアス・モートナー、メールアドレス：[matthias.mautner@arvos-group.com](mailto:matthias.mautner@arvos-group.com)、オフィス電話番号：+49 (0) 6221 7532 108、  
携帯電話番号：+49 (0) 171 228 6019

スティーブ・リスト、メールアドレス：[steve.list@arvos-group.com](mailto:steve.list@arvos-group.com)、オフィス電話番号：+1 423 498-2659、携帯電話番号：  
+1(630) 750-8000

栗田克弘、メールアドレス：[katsuhiko.kurita@arvos-group.com](mailto:katsuhiko.kurita@arvos-group.com)、オフィス電話番号：078 303 5704、携帯電話番号：  
090 5129 6186

ピーター・ビー、メールアドレス：[peter.bi@arvos-group.com](mailto:peter.bi@arvos-group.com)、携帯電話番号：+86 1391 8998 885、オフィス電話番  
号：+86 21 8012 8747

### 21. 発効日

本方針は、2015 年 3 月 6 日に発効され、すべての役員や従業員に適用されるべく、2019 年 6 月に改訂されました。

ハイデルベルク、2019 年 9 月 6 日

ルドガー・ホイベルク

カーステン・シュトゥックラート

デイヴィッド・ブリッケンリッジ

マティアス・モートナー